

畜産会 経営情報

主な記事

- ① セミナー生産技術
家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準の策定について
- ② あいであ&アイデア
しつけで子豚快適、掃除らくらく
- ③ 経営自慢
ゆとりの時間を利用して新たな可能性に挑む
- ④ 牛肉・豚肉、子牛市況

観 中央畜産会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目26番5号
虎ノ門17森ビル(15階)
TEL.03-3581-6685 FAX.03-5511-8205
URL <http://jlia.lin.go.jp/>
E-mail:jlia@jlia.jp

セミナー 生産技術

家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準の策定について

木下 祐一

はじめに

昨年5月、牛海綿状脳症(BSE)感染牛の国内発生を受けた「BSE問題に関する調査検討委員会報告」などを踏まえて、食品安全行政について抜本的に見直すため、食品安全基本法が制定された。

食品の安全性の確保のためには、農林水産物の生産段階においても万全の措置を講ずる必要があることから、肥料取締法、薬事法、農薬取締法、家畜伝染病予防法及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(飼料安全法)について、昨年6月に所要の改正

が行われた。

家畜伝染病予防法については、①家畜の飼養段階での衛生管理の徹底を図り、家畜の伝染性疾病の発生を抑制するための衛生管理基準の設定、②重大な家畜伝染病についての防疫マニュアルの策定などを柱とする改正が行われ、これにより、農林水産大臣が特定の種類の家畜の飼養に係る衛生管理の適正化のための基準(飼養衛生管理基準、以下「基準」という)を設定し、家畜の飼養者にその順守を義務付けることとされたところである。

そこで、本稿では、基準策定の背景、経緯およびその内容などについて紹介する。

ご案内：本誌は上記URLにアクセスして下されば、インターネットでもご覧いただけます。

飼養衛生管理基準策定の背景

近年の畜産経営については飼養規模の拡大が進展し、より多くの家畜を効率的に飼養するため、管理形態を個体管理から群管理に移行する農場が増加している。群管理の場合、伝染性疾患の発生予防やまん延防止の観点からは、一般的に家畜1頭ごとのきめ細かな衛生管理が困難となるため、伝染性疾患の発生を見逃したり、発見が遅れたりする可能性があり、さらに、家畜が給餌場などを共同で使用するため、いったん伝播力の強い伝染性疾患が発生すると、群単位でまん延する可能性がある。このため、従来にも増し、飼養段階における適正な衛生管理が求められている。

また、慢性の伝染性疾患については、衛生管理を徹底することにより、発生の予防が図られ、まん延の拡大も最小限に止めることが可能となる。例えば、家畜伝染病のうち特に乳用牛で問題となっているヨーネ病については、適切な対応が求められている。本病は、平成2年の184頭から平成12年には798頭へと約4.3倍増となっており、近年、発生の拡大が危惧されている。本病は発症率が低く、また、家畜体内での増殖が遅く、検査での検出が難しいことから、感染牛が検査において陰性と判定され、隔離や殺処分などの防疫措置を免れ、汚染源としてヨーネ菌を拡散し、感染牛発生の急激な増加の要因となることが懸念されている。このまま適切な措置がなされず推移した場合、10年後には、その発生が約

3460頭、感染牛は約1万頭に達する可能性があるともいわれている。

このような慢性の伝染性疾患については、隔離、殺処分などの事後的措置だけでは十分な防疫措置が講じられない場合もあることから、発生前の段階での措置を徹底することが求められている。

さらに、平成13年にわが国で初めてBSE感染牛が確認されたことを契機に、安全・安心な畜産物の安定供給に対する社会的要請が急激に高まり、生産から消費に至る各段階における安全性の確保が求められている。畜産物の安全性の確保に当たっては、伝染性疾患の発生自体を抑制するため、家畜の飼養段階における衛生管理を改善し、伝染性疾患の病原体の汚染の低減を図ることが重要となっている。

家畜伝染病予防法の改正内容

前述のとおり、飼養衛生管理基準は、平成15年6月の家畜伝染病予防法の一部改正において規定されたところであり、その内容（抜粋）は以下のとおりである。

- ① 農林水産大臣は、特定の家畜（牛、豚および鶏）について、その飼養に係る衛生管理の方法に関し家畜の所有者が遵守すべき基準（飼養衛生管理基準）を定めるとともに、当該家畜の所有者に基準の遵守を義務付けるものとする。
- ② 都道府県知事は、家畜の所有者が基準を遵守していないと認めるときは、その者に

対し、衛生管理の方法を改善すべきことを勧告することができるとともに、当該勧告を受けた者がこれに従わないときは、その者に対し、当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができるものとする。

基準策定の経過

家畜伝染病予防法において、基準を設定する場合には、食料・農業・農村政策審議会（以下「審議会」という）の意見を聴かなければならないとされている。平成15年9月、食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会家畜衛生部会が設置され、基準の設定について諮問された。

さらに、家畜衛生部会の下に衛生管理小委員会（小委員長：柏崎守＝元家畜衛生試験場長）が設置され、専門的、技術的に調査審議していくこととされた。同年11月、第1回の衛生管理小委員会が開催され、基準案について検討を行い、その後、本年6月、第2回的小委員会が開催され、第1回の検討および本年1月にわが国で79年ぶりに発生が確認された高病原性鳥インフルエンザの防疫対応を踏まえ、再度、基準について検討を行い、おおむね妥当との意見をいただいたところである。

なお、衛生管理小委員会における検討経緯などについては、農林水産省ホームページ（http://www.maff.go.jp/www/council/council_cont/kanbou/seisaku_shouhi.htm）に掲載されている。

その後、7月15日より、約1カ月にわたり実施した規制の設定・改廃に係る意見・情報の募集（パブリック・コメント）の結果も踏まえ、9月9日、家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正し、基準を設定したところである。なお、基準は平成16年12月1日から施行される。

基準の内容

家畜伝染病予防法施行規則で定められた基準は、次の10項目となっている。なお、生産者向けのQ & Aについては、農林水産省ホームページ（http://www.maff.go.jp/siyou_kanri_kijun/mokuji.htm）に掲載されている。

畜舎、器具の清掃、消毒などを行うこと

畜舎及び器具の清掃又は消毒を定期的に行うとともに、家畜及び作業衣、作業靴等を清潔に保つこと。

畜舎に出入りする場合、消毒などの措置を講ずること

畜舎に出入りする場合には、手指、作業衣、作業靴等について、家畜の伝染性疾病の病原体がひろがるのを防止するために必要な消毒その他の措置をとること。

飼料や水に家畜の排せつ物などが混入しないように努めること

飼料及び水に家畜及びねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等を混入しないよう努める

こと。

家畜の導入時、異常がないことを確認するまで他の家畜と接触させないようにすること

他の農場等から家畜を導入する場合には、当該家畜を導入することにより家畜の伝染性疾患の病原体がひろがるのを防止するため、当該家畜に異常がないことを確認するまでの間他の家畜と接触させないようにすること。

他の農場等に立ち込んだ者が畜舎に立ち入らないようにすること
農場に出入りする車両の消毒に努めること

他の農場等に立ち込んだ者がみだりに畜舎に立ち入らないようにするとともに、他の農場等に立ち込んだ車両が農場に出入りする場合には、当該車両の消毒に努めること。

野生動物・害虫の侵入防止などに努めること

畜舎の屋根又は壁面に破損がある場合には、遅滞なく修繕を行うとともに、窓、出入口等の開口部にネットその他の設備を設けることにより、ねずみ、野鳥等の野生動物及びはえ、蚊等の害虫の侵入の防止に努め、必要に応じて駆除すること。

他の農場などへの出荷時、家畜の健康状態を確認すること

家畜を他の農場等に出荷する場合には、当該家畜が移動することにより家畜の伝染性疾患の病原体がひろがるのを防止するため、当該家畜の健康状態を確認すること。

家畜の健康管理に努め、異常が認められた場合などには、獣医師の診療を受けまたは指導を求めること

家畜の異常をできるだけ早期に発見することができるよう、家畜の健康管理に努め、異常が認められた場合その他必要な場合には、獣医師の診療を受け、又は指導を求めること。

家畜の健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で飼養しないこと

家畜の健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家畜を飼養しないこと。

伝染性疾患の発生の予防に関する知識の習得に努めること

家畜の伝染性疾患の発生の予防に関する知識の習得に努めること。

おわりに

本年6月に公表された高病原性鳥インフルエンザ感染経路究明チーム報告書の最後に、「人を含めて動物は、決して無菌的な環境下で生きているわけではない。しかし、衛生管理を徹底すれば、たとえ国境なき伝染病である本病（高病原性鳥インフルエンザ）といえども予防は可能である」と記載されており、伝染性疾患の発生の予防およびまん延の防止には、衛生管理を徹底することが何より重要である。

とはいえ、根気よく衛生管理を行っていくのは、目に見える効果が表れるまで時間がかかり、多大な労力を要すると考える。大変な

ご苦労を生産現場に強いることになるが、今回策定する基準は、あくまでも、家畜の飼養者のすべてが最低限守るべき衛生管理の方法について規定するものであり、わが国の家畜衛生のレベルを向上させ、一定以上に保つための第一歩と考えている。

なお、飼養衛生管理基準策定後、都道府県と連携し、その普及啓発に努めていくこととしているが、家畜の飼養者にとっては、基準の順守による衛生管理の徹底に併せ、HACCP(危害分析重要管理点)方式に基づく畜種ごとの

具体的な衛生管理の方法について示した家畜の生産段階における衛生管理ガイドライン(平成14年9月30日付け農林水産省生産局長通知)(農林水産省ホームページ: http://www.maff.go.jp/eisei_guideline/mokuji.htm)を参考に、各農場において、その特性に応じた衛生管理の「実施マニュアル」を作成し、より万全な衛生管理に努められることを願う。

(著者：農林水産省消費・安全局
衛生管理課生産安全班・企画管理係長)

ご利用ください！ 中畜の環境関連図書

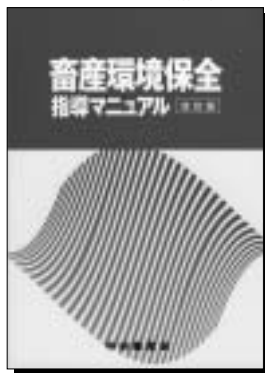
堆肥化施設設計マニュアル



堆肥化の基本から、装置・機械、建屋の構造、施設規模の算定、設置計画と管理運営、堆肥の利用までのガイドラインを示したものです。堆肥化施設建設にあたっての必読の書。

A4判 250頁 3,500円(郵送料340円)
堆肥化施設規模算定体験プログラム
CD-ROM付き

畜産環境保全指導
マニュアル - 改訂版



環境に配慮した畜産経営に対する適切な助言ができるよう畜産環境保全指導に携わる畜産環境アドバイザーなどの意見を取り入れた、家畜排せつ物処理の指導書。すぐに役立つQ&A方式の構成となっています。

A4判 150頁 1,500円(郵送料340円)
CD-ROM付き

家畜排せつ物処理の実際



堆肥化施設導入のポイントから施設設計、流通、処理・利活用まで、研究者たちの解説、助言をあわせて、全国で実際に稼働している牛、豚、鶏の家畜排せつ物処理施設38事例を取り上げ、それぞれの効果や課題も詳しくまとめています。

B5判 128頁 1,050円(郵送料310円)

お求めはもよりの畜産会または下記へ

ご注文はFAXまたはEメールで。書名、冊数、お名前(会社名)、お届け先、電話番号を明記のうえご注文下さい。FAX以外はお電話にて承ります。ご注文承り後に郵便払込用紙を同封しお届けいたします。なお、品切れの際はご容赦下さい。

お問い合わせは.....(社)中央畜産会 事業第一統括部(情報業務)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-26-5(虎ノ門17森ビル)

TEL 03-3581-6685 FAX 03-5511-8205 E-mail book@cali.lin.go.jp URL <http://jlia.lin.go.jp/>

あいであ&アイデア

しつけで子豚快適、掃除らくらく

松本尚子

掃除は少しでも楽をしたい…

豚舎の中をきれいに保つことはとても大変な仕事です。養豚業は、給餌、出荷、種付け、ふん尿処理など、日々の仕事はいくらでもあります。豚舎の清掃だけに時間を費やすことはできません。また、ふん尿の掃除は労力がかかるだけでなく、なかなか気が乗らない作業です。

豚舎が少しくらい汚れていても我慢してしまい、「汚れているのは当たり前、豚は汚なくても平気で太る」と思いこんではいませんか？しかし、今までは自分たちが我慢すれば済んだことも、これからは近隣や消費者など他人の目が無視できません。畜産業も法令順守と情報公開が迫られます。そうなったら汚れた豚舎は八エヤにおいの発生源ですから、規制や苦情の対象となり、あまりひどいと経営を続けていくこと自体が困難になってしまいます。

管理者が楽をするには

豚は本来きれい好きな動物だと聞いています。そのきれい好きな豚の習性を利用して、どうすれば豚房をきれいに使ってくれるのかを考えていくつかの試みを実践してみました。ポイントは管理者が楽をするために、豚房内で豚が休む場所と排せつする場所をいかに区別させるかということです。

しつけの方法

豚を閉じこめる

9週齢前後の子豚を離乳豚房から肥育豚房に移動する際にしつけをします。当場の肥育豚房は部分スノコです。当然スノコ部分に排せつして欲しいので、子豚を豚房に入れる時に仕切板でスノコの上に1時間程度閉じこめておきます。(写真-1)子豚はそこに排せつする確率が高くなり、そこが排せつする場所と記憶するようです。

仕切板を外して子豚を開放する



写真-1 スノコの上に豚群を閉じこめている様子

しつけを成功させるポイント

豚房の隅をとる（図 - 1）

子豚は隅で排せつしやすい傾向があります。当场では豚房出入口付近の隅の汚れが目立ちました。そこで、その場所を仕切板でふさぐと、逆にそこで休むようになりま

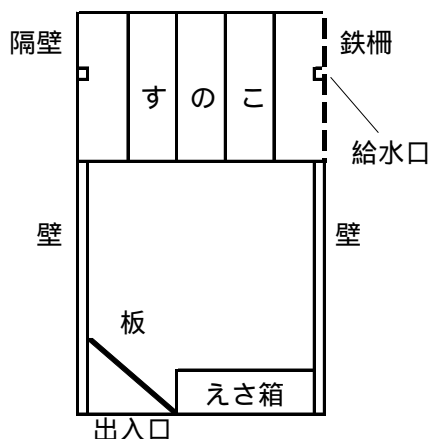


図 - 1 豚房の隅とりの模式図



写真 - 2 隅をふさいだ豚房

す(写真 - 2)。

豚房に風を送る

暑い時、子豚は豚房を汚しやすくなりますが、寝る場所は涼しくて乾いている方が好きはずです。そこでビニールダクトで床部分に風が流れるようにすると、床の上で寝てスノコの上を排せつ場所と区別する傾向がありました。子豚の休む場所を快適にしてあげることがしつけを成功させるポイントです。

このような工夫を組み合わせ、子豚に豚房をきれいに使用させることができ、子豚も快適に過ごせるようになります(写真 - 3)。結果として、においが減る掃除が楽になる 豚房洗浄に必要な時間と経費が減る、といった効果があります。自らが動いて稼ぐだけでなく、豚にも出荷前から役に立ってもらうのが賢い経営ではないでしょうか。また、汚れている豚舎よりもきれいな豚舎に通う方が足取りも違うはず。法律や苦情対応といった受動的な姿勢ではなく、自分のためを考えて取り組んでみるのが重要だと思われ。そしてそれは、地域環境を守ることであり、管理者と豚にとっても良い環境をつくることです。



写真 - 3 豚房をきれいに使っている豚群

(報告者：群馬県畜産試験場・畜産環境グループ技師)

おらが故郷の 経営自慢

ゆとりの時間を利用して新たな可能性に挑む

—— 長野県立科町 西藤潤一・千恵美さんの肉用牛肥育経営 ——

大川 康 博

はじめに

長野県では最近、浅間山の火山活動が断続的に続いているところですが、今回紹介する西藤牧場は浅間山の西側に位置する立科町にあり、黒毛和種を主体とした家族経営の肥育農家です。肉用牛経営は、平成13年に発生したBSEにより、今までの経営形態、経営方針を変えざるを得ない経営も少なくなく、西藤牧場も大きな打撃を受けましたが、導入品種を交雑種から黒毛和種に切り替えることで、より安定した収入の確保に挑戦しました。また、消費者を対象にホームページを使って肉牛生産に関するあらゆる情報を発信する取り組みは、県内の肉用牛経営のなかでもユニークな経営といえます。

経営の推移と概要

(1) 経営の概要

表 - 1 のとおり平成14年末時点での飼養規模は115頭で、そのうち交雑種は60頭、同年

表 - 1 経営の概要

項 目	内 容
経営形態	肉用牛肥育経営
品種	黒毛和種、交雑種
飼養規模	常時115頭
出荷頭数	80頭
労働力	2.5人
主要施設	牛舎、たい肥舎、粗飼料庫



写真 - 1 西藤牧場のみなさん

から本格的に導入を開始した黒毛和種が55頭。年間出荷頭数は交雑種が60頭、和牛が20頭で、合計80頭です。

家族は経営者の西藤潤一さんと奥さん、長男、長女、父親、母親の6人で、牛の管理は主に潤一さんと父親の義男さんの2人で行っています。作業分担は育成期の管理は長年の経験を生かして義男さんが担当し、潤一さんは肥育期を担当しています。育成期の飼料給

与に当たっては粗飼料を多く、そして前期の配合飼料をバランスよく与えることに留意し、全期間を通じての畜舎内管理については、通路は『スリッパでも歩けるように清潔にする』を心がけているとのこと。確かに、いつ牛舎に入っても整然としていることから、経営姿勢を垣間見ることができます。また牛はストレスが少ないためか、出荷時のトラックへの搬入に手がかからないことが西藤さんの自慢であり、そのことは「肉色」を良好にする要因にもなっているようです。

ふん尿処理に当たっては、ローダーで切り返す最もシンプルなタイプのたい肥舎を利用しており、平成11年には適正な処理ができる規模に増築しました。牛舎では敷料としてオガクズを使っているため、改めて水分の調整はせず、また、生産されたたい肥はイナワラと交換もしますが、大部分は、9月から11月の期間を中心に、近隣の有機野菜の栽培が盛んな地域へ販売しています。

家畜排せつ物法によりたい肥化処理施設の整備が進んだ今日では、たい肥の利用促進が大きな課題となっていますが、西藤牧場では需要に追いつかないとのこと。それは近隣に需要地帯があるという立地条件だけでなく、ホームページでたい肥成分分析値を掲載して宣伝するなど、自らの地道な営業努力によるところも大きいようです。

(2) 経営の推移

西藤牧場は、昭和50年に父親の義男さんが

表 - 2 経営の推移

年次	常時 頭数	内 訳			備 考
		黒和	F ₁	ホルス	
昭和50	50	-	-	50	義男さん、経営をスタート
55	60	-	-	60	現在地へ牛舎を新築
62	90	-	-	90	結婚と同時に経営移譲を受ける
63	90	-	-	90	義男さん、小諸家畜市場の理事に就任
平成3	120	-	120	-	乳用種から交雑種への切り替えを開始
4	130	10	120	-	試験的に黒毛和種を導入
9	130	10	120	-	マル緊事業に加入
10	150	10	140	-	スモール導入からモト牛導入へ切り替え
12	128	17	111	-	潤一さん、小諸家畜市場の理事に就任
13	120	21	99	-	国内初のBSE発生
14	116	56	60	-	黒毛和種を本格的に導入開始

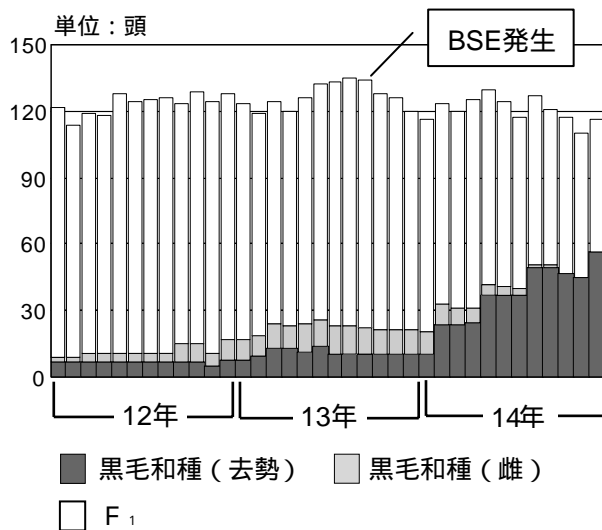
自宅付近での乳用種肥育を始め、その後昭和55年には仲間3人とともに、現在地へ畜舎を新築しました。潤一さんは大学卒業後、不動産関係の職場を経て地元の食品メーカーで食品の営業をしていました。そのころ培った無理のない目標を立て、その目標を確実に達成していく「目標管理」のノウハウと培った人脈は、畜産経営者になった現在でもあらゆる場面で役立っているといえます。そして、昭和62年の結婚と同時に経営に参画しました。

父親の義男さんは昭和63年から16年間、小諸家畜市場の理事に就任し、市場の運営をはじめとする組合活動にも力を注ぎました。その後、平成12年からは潤一さんが家畜市場の理事に就任し、生産者としての立場だけではなく、畜産業全体としての在り方にも広く目を向け、勉強しているとのこと。

平成3年には、輸入牛肉との価格競争に対応するため、F₁への切り替えを始めましたが、既にそのころから和牛への切り替えも計画にあったようです。

平成9年には、全国マル緊事業（肉用牛肥育経営安定対策事業）へ加入し、さらに経営

図 - 1 月別飼養頭数の推移



の安定化を図り、平成13年の国内初のBSE感染牛の発生をきっかけに、より安定的な経営が可能となる黒毛和種への切り替えをはじめました。なお、平成12年から14年12月末にかけて、牛の月別飼養状況は図-1月別飼養頭数の推移のとおりで、縦軸が頭数、横軸は各月を示しています。

平成13年まではF₁を中心に、和牛も10頭前後導入してはいましたが、BSE発生を契機に、平成14年から本格的に和牛を増やしてきました。

このときは、「高品質の牛肉は比較的枝肉価格の下落が少ない」「牛肉の需要そのものがなくなることはない」との信念のもとで経営を維持しました。肥育期間が長くなるにつれ、経費が累積されることを懸念して、原価割れを覚悟で出荷しながら、和牛に切り替える時期を探っていたそうです。平成13年末から家族と話し合った結果、黒毛和種への転換を決め、あえて多くの肉牛生産者のモト牛の

購買意欲が低かった平成14年2月から導入を始めました。

資金繰りは非常に困難を極めました。あくまでも自己資金での対応にこだわり、保険や共済を取り崩したり貯金を充てたりして対応し、現在に至っています。

その後、枝肉相場は回復し、モト牛の高騰との状況を招いていますが、当時相場は回復するのか誰もが不安を抱いていたなか、いち早く黒毛和種への経営方針を定めてそれを実行に移していくには、相当の覚悟が必要だったと思われる。

飼養品種の転換と一口にいっても、それに伴う飼養技術がなければ実行はできませんし、経営状態が悪くても同様です。それを可能にした要因について西藤さんは、「積極的に“ゆとり”を作ってきたこと」をあげています。つまり、西藤牧場の労働力・畜舎環境であれば、飼養規模を拡大することは可能なのですが、あえて生活できる範囲での飼養頭数に抑え、飼養管理に直結する作業に充てるのはもちろん、それにより生じる余暇を直接は関係しない分野（趣味のホームページ作りや黒毛和種の試験的導入など）が、さまざまな可能性を開拓することにつながり、結果的に飼養品種の転換への準備ができていたものと推測されます。

また経理的にも自己資金の範囲内で無理のない経営を行ってきたことによる資産的な裏付けが、リスクを伴う大胆な経営展開を可能にした重要な要素だったことも忘れてはならないことです。

まさに「ゆとりの創設」は西藤牧場を語るうえであらゆる事項の基本となるキーワードといえます。

飼養管理について

モト牛の導入は、和牛については県内と岩手県、F₁は主に新潟県の農家から導入し、肥育牛は大阪市場へ出荷しています。時間が取れるときは自ら大阪市場へ出向き、枝肉の状態を確認するとともに、市場担当者へのあいさつ回りも欠かさず、市場での情報収集にも充てています。なお、出荷時の肥育成績については表 - 3 平成14年度枝肉販売実績のとおりです。

交雑種は出荷時月齢25.9ヵ月で肥育期間は約18.4ヵ月、販売価格は38万3000円でした。黒毛和種については、出荷時期が枝肉相場の良かった時期に集中したことも幸いし、去勢は71万7000円でした。今後さらに本格的になる和牛の枝肉出荷目標は、まずは4等級を考え、そのためには、いわゆる「すそモノ」を少なくすることで、経営全体としての出荷成

表 - 3 平成14年度枝肉販売実績

	交雑種	黒毛和種(去勢)
出荷頭数(頭)	60	9
導入月齢(ヵ月)	7.5	9.6
出荷月齢(ヵ月)	25.9	30.1
モト牛価格(円)	205,288	421,000
販売価格(円)	383,986	717,745
枝肉重量(kg)	469	445
枝肉格付(%)	B3以上 49.2	A4以上 62.5

績を少しずつでも向上させていきたいとのことです。

販売関係

(1) 牛の生産履歴の添付

西藤さんは生産者自らもできることから始めようと考え、出荷する際にすべての牛に自らが作成した「牛の生産履歴」の添付を14年2月から始めました。添付するに当たっては、その旨を大阪市場で長年お世話になっているという購買担当者に相談したところ、快く承諾してもらい、全面的に協力を得ているとことです。

写真 - 2 は「牛の生産者履歴」の実物で、「個体識別番号」「品種」「性別」「出荷月齢」を記載しています。「矢原和牛じゅんちゃん」という名前は、「『矢原』地籍にある西藤牧場の、「潤一さん」が育てた牛」という意味でつけたそうです。さらにその下には「生産者の顔写真」「給与飼料の内容」に加え「私が責任もって生産した」旨を記載しています。

これを1枚1枚ビニールコーティングし、出荷の際につけています。しかしこれが小売店舗でどのような使われ方をしているかは、まだ見ていないので、今後時間を作って販売先を見て回ってみたいと考えています。

(2) ホームページへの情報掲載

牛の生産履歴情報は、西藤さんが作っているホームページにも掲載しており、誰でもそ



写真 - 2 出荷時につけている牛の生産者履歴

こちらから情報が得られるようにされています。

写真 - 3 はそのホームページに掲載している「牛の生産履歴」の画面です。

ホームページ自体は、平成10年から開設し、現在までのアクセス件数は1万2000件にのぼります。当初は牧場案内や家族構成などを掲載していましたが、国内初のBSE感染牛の発生や、牛肉の偽装事件をきっかけに、平成14年2月からこのような履歴の掲載を始め、生年月日や品種、性別はもちろん、さらに他のコンテンツを見てもらうことで、牧場での生産の様子も理解してもらうことができます。

西藤さんの抱負は、出荷する「矢原和牛」



写真 - 3 ホームページ画面

「ゆんちゃん」は従来のブランドにはない、すべて「安全」であることを基準にして、自信を持って提供できる「私独自の牛」を追求していきたいとのこと。

今でこそ畜産経営者自らが開設するホームページを目にする機会も多少は増えてはきましたが、長野県内においてはごくわずかでした。今後もゆとりの時間を利用したさまざまな試みに期待しています。ぜひ皆さんも西藤さんのホームページをご覧になってみてはいかがでしょうか。

西藤牧場URL

<http://www.sas.janis.or.jp/~saito-fm/>

(報告者：長野県畜産会・畜産コンサルタント)



ご利用ください！中央畜産会の刊行図書

◆月刊誌『畜産コンサルタント』



創刊以来40有余年、畜産総合誌として数々の話題、問題の提起をしてきました。経営、技術、流通、時事など、毎月特集を組み問題点の掘り下げと追究を行い、豊かな内容とわかりやすい情報を提供しています。

購読料 年間 9,828円(送料とも)
半年 4,914円(送料とも)
1部 735円(送料84円)

◆日本飼養標準シリーズ

一農林水産省農林水産技術会議事務局編一

家畜を飼うなら、その大きなよりどころとなるのが飼養標準であることはご存知のとおりです。飼養標準は家畜改良の進展、飼養条件の変更にもともなって改訂がなされてきました。本シリーズは最近の知見を折り込んだ最新版です。

- ◆日本標準飼料成分表 (2001年版)
A 4判 256頁 飼料成分データの CD-ROM 付
2,700円 (郵送料380円)
- ◆日本飼養標準・肉用牛 (2000年版)
B 5判 221頁 CD-ROM (飼料計算シート等) 付
1,900円 (郵送料340円)
- ◆日本飼養標準・乳牛 (1999年版)
B 5判 189頁 CD-ROM (飼料計算シート等) 付
1,600円 (郵送料340円)
- ◆日本飼養標準・豚 (1998年版)
B 5判 121頁 1,218円 (郵送料310円)
- ◆日本飼養標準・家禽
(改訂中)
- ◆日本飼養標準・めん羊
(1996年版)
B 5判 108頁 1,670円
(郵送料310円)
- ◆日本飼養標準・豚 (英語版・
1993年版要約)
B 5判 27頁 1,890円
(郵送料240円)



◆畜産経営者のための青色申告の手引き



青色申告制度は経営の合理化および青色事業専従者給与の特典等による節税を図るうえで、積極的な活用が求められています。本書では青色申告制度の解説から簿記記録の実務、事業継承や法人化の税務までの幅広い内容を網羅しています。

A 4判 88頁 1,500円
(郵送料310円)

◆堆肥化施設設計マニュアル



堆肥化の基本から、装置・機械、建屋の構造、施設規模の算定、設置計画と管理運営、堆肥の利用までのガイドラインを示したものです。堆肥化施設建設にあたっての必読の書。

A 4判 250頁 3,500円 (送料340円)
堆肥化施設規模算定体験プログラム
CD-ROM 付き

◆畜産環境保全指導マニュアルー改訂版

環境に配慮した畜産経営に対する適切な助言ができるよう畜産環境保全指導に携わる畜産環境アドバイザーなどの意見を取り入れた、家畜排せつ物処理の指導書。すぐに役立つQ&A方式の構成となっています。

A 4判 150頁 CD-ROM 付き
1,500円 (郵送料340円)



◆畜舎・堆肥舎の建築設計に係る告示・解説 (解説編・ポイント編)

畜舎・堆肥舎の建築設計に係る告示

告示の趣旨、目的、適用範囲、告示の概要、告示の解説、告示の留意事項、告示の施行期日、告示の施行場所、告示の施行方法、告示の施行結果、告示の施行評価、告示の施行改善、告示の施行報告、告示の施行記録、告示の施行評価、告示の施行改善、告示の施行報告、告示の施行記録

告示の解説

告示の趣旨、目的、適用範囲、告示の概要、告示の解説、告示の留意事項、告示の施行期日、告示の施行場所、告示の施行方法、告示の施行結果、告示の施行評価、告示の施行改善、告示の施行報告、告示の施行記録

畜舎・堆肥舎の建設には多額の投資が必要となり、その投資の回収にも長期間を要し、経営の安定性に大きな影響を及ぼします。コスト意識に基づいた合理的で適切な畜舎を建築するために、その詳細を解説しています。

A 4判 解説編236頁、ポイント編82頁
2分冊 2,100円 (郵送料340円)

◆畜産施設機械要覧 2003年版

この要覧は、飼料用施設機械、各畜種の飼養管理施設、環境整備施設機械、畜産関連機械・資材など、畜産経営における各種の作業・場面に必要な施設機械器具のカタログ集です。

掲載施設機械器具類の小売標準価格が表示され、購入計画の目安になります。

B 5判 234頁 2,100円
(郵送料290円)



(価格はいずれも消費税込みです。)

◎お求めはもよりの畜産会または下記へ。
ご注文は FAX または Eメールで。書名、冊数、お名前(会社名)、お届け先、電話番号を明記のうえ、ご注文下さい。FAX 以外はお電話にて承ります。
ご注文承り後に郵便払込用紙を同封し、お届けいたします。なお、品切れの際はご容赦下さい。

(社)中央畜産会 事業第一統括部 (情報業務)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-26-5 (虎ノ門17森ビル)
TEL 03-3581-6685 FAX 03-5511-8205 E-mail book@cali.lin.go.jp
URL <http://jlia.lin.go.jp/>